

お知らせ INFORMATION

ケーブルテレビ さゆりチャンネル 4月の放送案内

◆にしあいづニュースワイド
町内の話題やお知らせを放送します。

(平日・午後6時30分～ほか)
※皆さんからの情報やマイビデオを募集しています。みんなの掲示板やコマージュナル(有料)も随時受け付けています。

〈問い合わせ先〉

(二社)西会津ケーブルネット
☎45-4461

冬期間の漏水 について

今年の冬は急激に冷え込み、水道管の凍結や破損による漏水の情報が多く寄せられました。毎年、留守宅や集会所、会社などでも大きな漏水が発生しています。宅内漏水をそのままにしておくと、4月のメーター検針再開時に思わぬ高額な水道料金が請求される場合がありますので、注意してください。

〈問い合わせ先〉

建設水道課 上下水道係
☎45-4534

水道メーター検針 再開のお知らせ

冬期間中止していたメーター検針を4月から再開します。毎月20日～22日に検針員が検針を行いますので、メーターボックス周辺の片付けをお願いします。



◆冬期間の水道料金

9月～11月分の使用水量の平均で納めていただいた12月～3月分の水道料金は、4月の検針結果に基づき、過不足分を精算します。

※漏水などにより水道料金が高額になった際は、一部減免できる場合があります。

◆次のような場合は届出を

- 水道・下水道の使用を開始したいとき、やめたいとき
- 届出は5営業日前までにお願いします
- 長期不在になるとき
- 世帯人数に変更があるとき
- (転入・転出・出生・死亡など)
- 使用者(または所有者)名義の人が亡くなった、または転居したとき
- 水道・下水道使用料金を口座振替にしたい、または振替口座を変更したいとき
- 水道・下水道を新たに入れたいとき

〈問い合わせ先〉

建設水道課 上下水道係
☎45-4534



漏水などによる 水道料金の減免

水道管の凍結や老朽化などによる漏水が原因で水道使用料金が高額になった場合、町指定給水工事業業者による漏水修理を行い、減免申請をすることで、水道料金の減免措置を受けられます。

◆減免の対象となるもの

- 地下漏水など(給水管破裂、接合不良、メーター接合不良、壁の中などの容易に見えない給水管破裂など)
- 不凍水抜栓の不良による漏水(接合不良、パッキン不良など)
- 特殊器具および高架タンクの給水設備の器具不良による漏水

た場合や、漏水の事実を知りながら修理を怠っていた場合などは対象外となります。

◆減免となる料金

メーター検針で分かった水量から、前年同期の使用水量または前3カ月平均使用水量のいずれか少ない方を差し引いた水量の2分の1を免除します。免除する期間は最高4カ月までです。

◆減免の申請方法

減免申請書などは、町指定給水工事業業者を通じて作成しますので、施工業者に相談してください。

◆町指定給水工事業業者

事業者一覧については、町ホームページを確認するか、町建設水道課まで問い合わせください。



▲町ホームページ・事業者一覧表

〈問い合わせ先〉

建設水道課 上下水道係
☎45-4534



令和3年度除排雪費用助成（給付券）事業は3月31日をもって終了しました。給付券は、表示してある有効期限の令和4年3月31日を過ぎた除雪作業には使用できません。未使用の給付券がある場合は各自で破棄または処分をお願いします。

令和3年度除排雪費用助成が終了

福祉介護課 福祉係
☎ 45-22214

令和3年度灯油購入費助成が終了

令和3年度の福祉灯油緊急補助事業は、3月31日をもって終了しました。給付券は、表示してある有効期限の令和4年3月31日を過ぎた灯油購入代金には使用できません。未使用の給付券がある場合は各自で廃棄または処分をお願いします。

〈問い合わせ先〉

福祉介護課 福祉係
☎ 45-22214

町に提出する申請書などの押印が省略できるようになります！

町民の皆さんの各種手続きの簡素化や利便性の向上、業務の効率化を図ることなどを目的に、今年4月1日より町へ提出する申請書などについて押印が省略できるようになりました。



- ◎申請書や届け出などについて、自署もしくは記名などにより押印が省略できます。
- ◎国や県の法令などで押印が義務付けられているものや、契約などの権利義務が発生するものについては、押印の省略ができませんので注意してください。
- ◎届け出について、本人確認が必要な場合に身分証明書の提示などを求める場合があります。

詳しくは、各種申請などを行う担当課もしくは下記までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉
総務課 行政管理係
☎ 45-2211

緊急通報システムは、急体の具合が悪くなった場合や火事など日常生活で困った時に緊急通報装置の非常ボタンを押すだけで、24時間365日、インターネット緊急通報センター（会津若松市）に連絡できるシステムです。アイネットでは通報内容に応じて、救急車の手配や、関係者（見守り協力員・緊急連絡先の家族への連絡を行います。また、アイネットが依頼している地域の警備員が確認に駆けつける場合もあります。

緊急通報システムで高齢者の生活を見守ります

なお、除雪作業の支払いを給付券で受けた登録事業者の皆さんは、町への請求漏れのないよう注意してください。請求は4月中にお願いします。

〈問い合わせ先〉

福祉介護課 福祉係
☎ 45-22214

山菜類モニタリング検査を受付中

県内で生産または採取・出荷される野生山菜、栽培キノコなどは安全性を確認するため、モニタリング検査を実施しています。

出荷を考えている人は、採取が本格化する前の早い時期にモニタリング検査を実施するようにお願いします。また、検査を希望する場合は、事前に左記担当まで問い合わせください。



〈問い合わせ先〉
農林振興課
林政係
☎ 45-4531

有毒植物に注意しましょう

山菜取りなどで有毒な野草を誤って採取し食べたことによる食中毒が毎年発生しています。食用の野草と確実に判断できない植物は絶対に採取

しないでください。万が一、野草を食べて体調が悪くなった場合はすぐに医師の診察を受けてください。食用と間違いやすい有毒植物は次のとおりです。見分けに迷った場合は、会津保健所へ必ず相談してください。

◆食用と間違いやすい有毒植物



・スイセン



・トリカブト

・フクジュソウ

・ヒメザゼンソウ など

〈問い合わせ先〉

農林振興課 林政係
☎ 45-4531
会津保健所 衛生推進課
☎ 0242-29-5516

非課税世帯等臨時特別給付金

の手続きは済んでいますか？

今年2月より、住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の申請受付が行われています。

対象世帯により提出する書類や提出期限が異なりますので、まだ提出されていない場合は、町から配布されたチラシや町ホームページを確認し、手続きを行ってください。

◆確認書で手続きを行う場合の提出期限

5月23日（月）まで ※当日消印有効

◆申請書で手続きを行う場合の提出期限

9月30日（金）まで ※当日消印有効

〈問い合わせ先〉

町民税務課 町民生活係 ☎ 45-22215

春の全国交通安全運動

4月6日（水）～15日（金）の10日間
10日（日）は交通事故死ゼロを目指す日

◆運動スローガン

「自転車も ルールを守る ドライバー」

◆年間スローガン

「わたります 止まるやさしさ ありがとう」

◆運動の重点

- ①子どもをはじめとする歩行者の安全確保
- ②歩行者保護や飲酒運転根絶などの安全運転意識の向上
- ③自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。

有料広告を募集しています

紙面に掲載する有料広告を募集しています。詳しくはお問い合わせください。

- ◆大きさ 1枚当たり縦4.0cm×横8.5cm
- ◆掲載料 1枚当たり5,000円/月

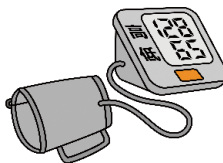
〈問い合わせ先〉

企画情報課 広報広聴係 ☎ 45-4536



家庭血圧計の 購入費補助を 実施しています

町では、脳血管疾患などの予防対策の一環として、家庭での血圧測定を広く普及するため「自動電子血圧計購入費補助事業」を実施しています。



補助金額は、1台あたり購入金額の3分の2以内（上限5000円）で、初めて購入する人だけでなく、すでに自動電子血圧計を持っている人で、更新のために購入する場合も対象となります。なお、申込方法などの詳細は左記まで問い合わせください。

※補助金の交付は、過去に交付を受けておらず、町内取扱店から購入した場合に限ります。

〈問い合わせ先〉
健康増進課 健康支援係
☎45-4532

温暖化防止の 取り組みを 推進しています

地球温暖化を防止するためには、事業所や個人といったそれぞれの活動主体ごとに温室効果ガス排出削減の取り組みを進めていくことが必要です。まずは、身の回りでできることから取り組んでみませんか。



◆個人で取り組む例

- 家電製品は省エネモードで使用する
- 必要な物を必要な分だけ購入する
- 明かりのスイッチをこまめにオン・オフする など

◆事業所で取り組む例

- エコドライブを心掛ける
- クールビズ・ウォームビズに心掛ける
- 昼休みは消灯する など

◆補助事業もあります

町では、西会津町地域まるごと省エネ計画を策定しました。これにより、事業所の照

明や空調設備を更新するとき「福島県事業者向け省エネ対策推進事業補助金」が活用できる場合があります。詳しくは県のホームページで確認してください。



▲県環境共生課
ホームページ

〈問い合わせ先〉
町民税務課 町民生活係
☎45-2215

喜多方税務署 からのお知らせ

◆新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告が困難な皆さんへ

申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税について、新型コロナウイルスへの感染などにより期限までの申告が済んでいない場合は、4月15日（金）までに所定の手続きをすると申告・納付期限の延長を申請することができます。また、年末調整済みの給与

所得のみの人で、医療費控除や寄付金控除（ふるさと納税）などにより還付を受ける人については、5年間手続きが可能となっております。上記期限を過ぎて申告しても問題はありません。

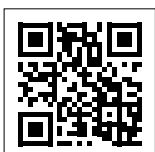
◆スマホでも申告ができます

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取に対応したスマートフォンを持っていると、自宅で申告書の作成およびe-Tax（電子申告）による送信も行うことができます。

また、マイナンバーカードなどを持っていない人でも、税務署から発行された専用のIDとパスワードを持っているれば、スマートフォンを利用したe-Tax（電子申告）が利用できます。この機会にぜひ利用ください。

〈問い合わせ先〉

喜多方税務署
☎0241-24-5050



▲国税庁ホームページでも詳しく掲載しています

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。

有料広告を募集しています

紙面に掲載する有料広告を募集しています。詳しくはお問い合わせください。

- ◆大きさ 1 枠当たり縦4.0cm×横8.5cm
- ◆掲載料 1 枠当たり5,000円/月

〈問い合わせ先〉

企画情報課 広報広聴係 ☎45-4536